

統幕総第1387号

28. 11. 15

変更 統幕人教第208号

30. 3. 29

統 合 幕 僚 監 部 各 部 長  
統 合 幕 僚 監 部 参 事 官  
統 合 幕 僚 監 部 報 道 官 殿  
統 合 幕 僚 監 部 首 席 法 務 官  
統 合 幕 僚 監 部 首 席 後 方 補 給 官

統 合 幕 僚 長  
( 公 印 省 略 )

海上自衛官の体力測定の実施について（通達）

標記について、別紙のとおり実施されたい。

添付書類：1 別 紙

2 海幕衛第5779号（45. 11. 21）（宛先のみ。）

3 海幕教1第1947号（49. 4. 23）（宛先のみ。）

4 海幕補第1572号（28. 10. 1）（宛先のみ。）

写送付先：海上幕僚長

分類番号：S0 - S00

保存期間：5 年

保存期間満了日：34. 3. 31

## 海上自衛官の体力測定実施要領

### 1 趣 旨

「隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）」及び「海上自衛官の人事評価記録書の作成等について（依頼）（海幕補第1572号。28.10.1）」に基づき、体力測定を実施する。

### 2 実施時期

年度1回以上実施するほか、各部長等所定

### 3 場 所

市ヶ谷駐屯地のほか、各部長等所定

### 4 対象者

統合幕僚監部で勤務する幹部海上自衛官総員（他省庁等へ出向中、あるいは、海上自衛隊の部隊又は機関と兼補された者及び体力測定の実施が適当でないと医官等が判定した者を除く。）

### 5 実施単位

- (1) 各部官ごとを基準とする。
- (2) 首席参事官、参事官、報道官及び首席法務官は、総務部に含めて実施することを基準とする。

### 6 実施事項

- (1) 「海上自衛隊における体育実施基準について（通達）（海幕教1第1947号）」第7項第1号及び第3号による。

- (2) 細部については実施単位の長所定とする。

## 7 安 全

「教育訓練時の健康管理上の留意事項について（通達）（海幕衛第5779号。45.11.21）」に準拠し、事故防止に万全を期す。この際、以下の事項を重視する。

- (1) 緊急時の連絡手段の確保、連絡先、AED設置場所の把握
- (2) 問診票（付紙）による参加者の健康状況の把握
- (3) 準備体操、整理体操の入念な実施

## 8 その他

- (1) 体力測定の実施に当たっては、海上自衛隊と緊密に連携し、必要な支援を受ける。
- (2) 市ヶ谷駐屯地以外の駐屯地又は基地で実施する必要がある場合における関係部隊又は機関との調整は、主として総務部が実施する。